

低入札価格調査制度(試行)の運用の見直しについて

総合評価方式による一般競争入札について、最低制限価格制度に代わるダンピング対策として、平成30年8月から「低入札価格調査制度」を導入している。これまでの結果と現在の状況や業界からの要望を踏まえ、今回、低入札価格調査制度の運用を見直すもの。

1 従来の低入札価格調査制度

- ・「調査基準価格」を下回る入札があった場合は、低入札価格調査を行う。算定方法は、最低制限価格と同じ。(価格は事前公表)
- ・「失格基準価格」を下回る入札があった場合は、低入札価格調査を行うことなく失格とする。算定方法は調査基準価格の98.5%(算定式は事前公表)
- ・低入札価格調査では、手持ち工事や資材及び機械の状況などを審査。
- ・技術者の増員や契約保証金の増額など、低入札価格落札者の契約締結条件を厳格化。

2 見直し案

①失格基準価格の引き上げ

感染症対策や働き方改革に伴う人材確保等による建設事業者の負担を軽減するため、失格基準価格を調査基準価格の98.5%から99.0%に引き上げる。

②施工体制評価点の導入

品質確保の実効性や施工体制確保の確実性を評価した施工体制評価点を設定する。
(調査基準価格以上で入札…加点、調査基準価格未満で入札…加点無し)

点数は、競争性を確保しつつ、低入札の優位性が現行より小さくなるよう設定。

※①を行うことで、施工体制評価点の重みが増す。

③低入札価格調査の項目を追加

現在の調査項目に加え、新たに品質確保、安全管理計画、環境対策についての項目を追加し、より適切な施工計画・体制であることを確認する。

3 見直し時期

令和3年4月1日公告案件から適用。

